

(別紙)

平成 29 年度 (歳末期) 商品量目立入検査結果

1. 検査実施主体別の立入検査結果

県内のスーパー等をランダムに選定し検査をした結果、約 93.4%の商品は適正でしたが、約 6.6%の商品が不適正であったことが確認され、全国平均である 3.2%を 3.4 ポイント上回りました。

不適正商品の中で多く見受けられたのは、内容量が表示量を下回る「不足」による不適正でした。

また、「不足」による不適正の要因として最も多かったのは、生鮮商品の自然乾燥による内容量の減少であり、不適正要因の約 6 割を占めていました。

		検査対象 事業所数	検査実施個数					
			不適正個数	不足			過量	
				風袋	自然減	その他		
市 実 施 分	佐賀市	11ヶ所	297個	15個	4個	11個	0個	0個
	唐津市	2ヶ所	144個	0個	0個	0個	0個	0個
	鳥栖市	1ヶ所	61個	2個	0個	2個	0個	0個
	多久市	1ヶ所	25個	5個	0個	0個	0個	5個
	伊万里市	3ヶ所	78個	1個	1個	0個	0個	0個
	武雄市	2ヶ所	60個	0個	0個	0個	0個	0個
	鹿島市	2ヶ所	104個	7個	0個	0個	5個	2個
	小城市	2ヶ所	105個	3個	0個	0個	0個	3個
	嬉野市	0ヶ所	0個	0個	0個	0個	0個	0個
	神埼市	1ヶ所	51個	0個	0個	0個	0個	0個
県実施分		12ヶ所	319個	49個	10個	22個	2個	15個
計		37ヶ所	1244個	82個	15個	35個	7個	25個

【調査概要】

検査期間 ... 平成 29 年 11 月 1 日から平成 29 年 12 月 28 日まで
対象品目 ... 食肉、魚介、野菜、惣菜など日常消費される食料品で、内容量が表示されているもの。

【参考】

県実施分 ... 県内の 10 町
ふうたい
風袋 ... 商品を入れている箱、容器、包みなど。その他、シール、吸水シート、タレやわさび等も含まれる。
不適正 ... 過量である場合や量目公差を超えて内容量が不足している場合。
過量 ... 表記された内容量に比べ実際に計量した内容量が著しく多い状態。
その他(不足) ... はかりの載せ台に物が当たる、空調から出る風が はかりに当たるなどして、商品以外の負荷がかかることにより、計量値に影響が出たもの。
量目公差 ... 品目別に法令で定められる最大不足量のことをいう。(下表のとおり)

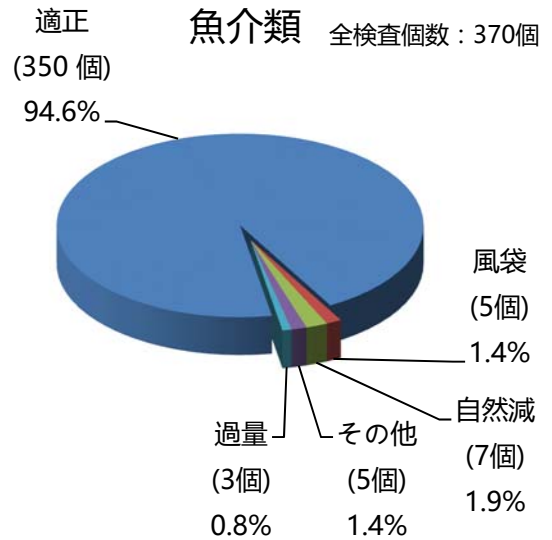
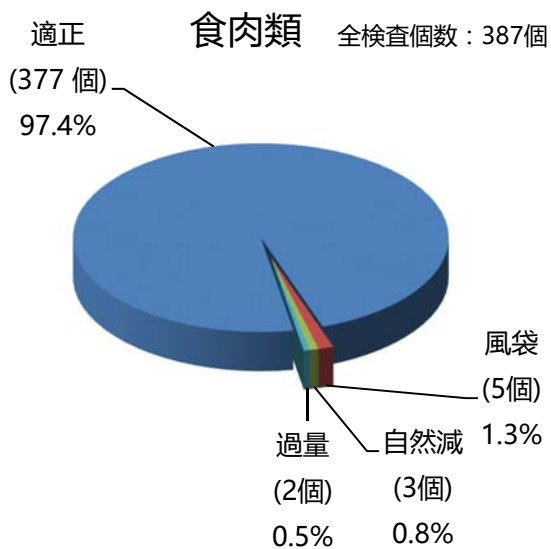
特定商品の 名称	商品の表示量			特定商品の 名称	商品の表示量		
	5g 以上	50g 以下	量目公差		5g 以上	50g 以下	量目公差
精米・豆類・ 小麦類・	5g 以上	50g 以下	4%	野菜・漬物・ 果実・魚介	5g 以上	50g 以下	6%
	50g を超え	100g 以下	2g		50g を超え	100g 以下	3g
お茶・食肉・ 菓子など	100g を超え	500g 以下	2%	類・めん類・ 海藻類など	100g を超え	500g 以下	3%
	500g を超え	1kg 以下	10g		500g を超え	1.5kg 以下	15g
	1kg を超え	25kg 以下	1%		1.5kg を超え	10kg 以下	1%

2. 品目別の検査結果

品目別の検査結果は次のとおりです。

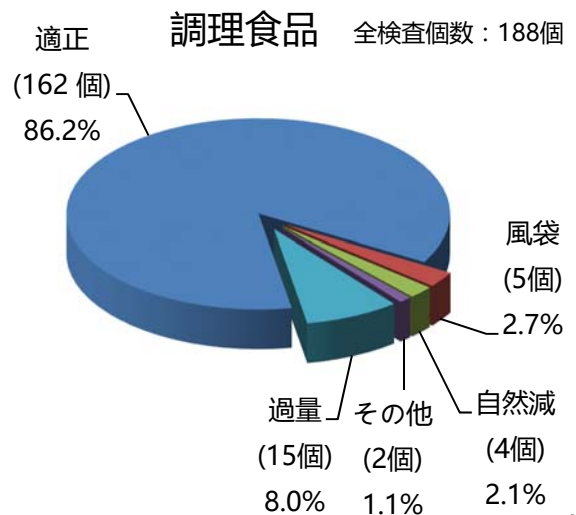
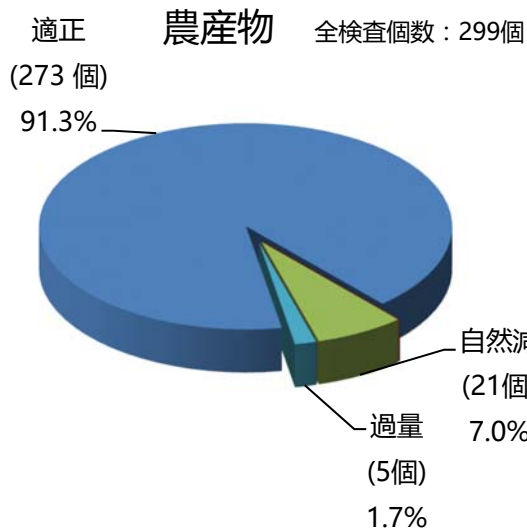
すべての品目で自然乾燥による内容量の減少が見られ、特に農産物においては不適正要因のうち、約8割が自然乾燥によるものでした。

このことから、事業者に対して、陳列商品を定期的に点検し、再計量して販売するように指導を行いました。



不適正 10 個のうち、5 個（50%）が風袋設定量ミスによるもので、3 個（30%）が自然減のもので、2 個（20%）が過量の状態でした。

不適正 20 個のうち、7 個（35%）が自然減のもので、5 個（25%）が風袋量の設定ミス、5 個（25%）が風の影響等による内容量の不足、残りの 3 個（15%）が過量の状態でした。



不適正 26 個のうち、21 個（80.8%）が自然乾燥による内容量の減少によるもので、5 個（19.2%）が過量の状態でした。

不適正 26 個のうち、5 個（19.2%）が風袋量の設定ミスによるもの、4 個（15.4%）が自然乾燥による内容量の減少によるもの、2 個（7.7%）が風の影響等による内容量の不足、残りの 15 個（57.7%）が過量の状態でした。

3. 検査結果への対応について

検査の結果、不適正な商品が発覚した事業者に対しては、以下のとおり指導及び助言を行いました。

- 不適正商品は、店頭から引き揚げ、内容量を確認し陳列すること。また、陳列した商品は定期的に内容量を点検すること。
- 管理責任者は、従業員への教育（アルバイト含む）を行うとともに計量管理体制を見直すこと。
- 風袋^{ふうたい}を適正に計量したうえで販売すること。
- 新規の風袋^{ふうたい}についても、計量値を正しく把握し、計量器に設定すること。

4. 適正な計量の好事例の紹介

県では、事業者に対して適正に計量するよう指導を行うとともに、内容量を適正に計量している良い事例を紹介し、改善を促しています。

(事例1) 一日複数回の計量の実施

水分の蒸発による内容量の自然減少が起きやすい商品を、一日のうち複数回計量し、明らかな内容量の減少が見られた商品を引き揚げ、再計量し販売している。

(事例2) 「適正」を確認するための工夫とチェックシートの活用

商品の内容量が適正であるのかをすぐに確認できるよう、空の風袋^{ふうたい}を「はかり」のすぐ側に常備する。

計量チェックシートを用い、内容量の推移や、誰がいつ計量したのかなどを記録することにより、計量管理を行う。